

令和8年度 認可外保育施設利用者に対する補助金について（ご案内）

東大和市では、お子さんが認可外保育施設を利用する場合に、保育料の負担を軽減するため、保護者が認可外保育施設に支払った保育料の一部を助成します。

1 対象施設

- ① 認証保育所（認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所の要件を備えている施設）
 - ② 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設）
- ※ 東大和市外にある施設も対象となります。都内の認証保育所・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設の一覧は、東京都のホームページでご覧になれます。（公立施設は対象外です。）

2 補助対象児童

- 対象施設を利用している0～5歳児クラスの児童（3～5歳児クラスは第2子以降のみ補助対象）。
- ※ クラス年齢は年度初日時点の年齢です。誕生日が4月2日以降で、年度途中で満3歳となった場合でも、その年度内は2歳児クラスの補助対象となります。
- ※ ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）に基づく補助を受けている方は補助対象外となります。

3 補助要件

- 次のすべてに該当する方が補助の対象となります。
- 保護者と児童が補助を受ける月の初日に東大和市内に居住していること。
 - 補助対象児童を対象施設に入所させていること（一時預かりの利用は対象外）。
 - 保護者が次の①から⑧までのいずれかの事項に該当し、お子さんの保育を必要とする理由があること。
- ① 労働の場合（1か月あたり48時間以上就労している場合です）
 - ② 妊娠・出産の場合（出産予定月を挟んで前後2か月の合計5か月以内の場合です）
 - ③ 疾病の場合（疾病のため入院、通院、居宅内療養をしている場合です）
 - ④ 障害のある場合（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の障害を有する場合です）
 - ⑤ 介護等の場合（介護を要する又は長期入院等をしている親族の介護をしている場合です）
 - ⑥ 災害の復旧にあたっている場合
 - ⑦ 就学等の場合（1か月あたり48時間以上の就学又は就労の技能取得ををしている場合です）
 - ⑧ 求職活動の場合（入園後60日を経過する日の属する月の末日までに就労することが必要です）

4 補助金額

補助金の額は、以下の補助上限額表内の利用者支援と第1子・多子世帯支援の合算額と保護者が対象施設に支払った月額保育費用（※1）を比べ、低い額が補助額となります。

〈補助上限額表〉

クラス年齢	対象者	利用者支援	第1子・多子世帯支援
0～2歳	無償化の補助を受けていない方	月額保育料の3分の1 (月額上限 21,000円)	40,000円
	無償化の補助を受けている方 (非課税世帯)	—	38,000円
3～5歳	第1子	—	—
	第2子以降		40,000円

- ※1 延長保育料を含む。入園料、給食費、通園バス代、おむつ代、シーツ・布団代等は除く。
- ※2 0～2歳児クラスで市民税非課税世帯の場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となり、施設等利用給付認定を受けることで、保育料に対し月額上限42,000円の補助を受けることができます。
- 3～5歳児クラスは、市民税課税状況に関わらず、幼児教育・保育の無償化の対象となり、施設等利用給付認定を受けることで、保育料に対し月額上限37,000円の補助を受けることができます。
- 無償化の補助を受けている方の補助金の算定に使用する月額保育費用は、無償化の補助の範囲を超えた費用のみとなります。

裏面へ続く

5 補助期間

補助の開始月は、「3 補助要件」を全て満たすようになった日の属する月からとなります。

- ※ 令和8年度のみが対象となります。補助を受ける場合は、必ず交付申請の手続きが必要です。
なお、補助期間中であっても次に該当する月は補助対象外となります。
- 保護者が保育を必要とする理由のいずれにも該当しなくなったとき。
- 保育を必要とする理由が求職活動であって、その求職活動期間中の補助月数が2か月を超えるとき。
(求職活動のまま補助を受けられるのは2か月です。)
- 保育を必要とする理由が労働または就学等であって、実際の労働または就学等の時間が月48時間に満たないとき。

6 補助金交付までの流れ

(1) 交付申請

下記の書類を保育課に提出してください。

- ① ア 「補助金交付申請書」(第1号様式)
イ 「保育受託証明書」(第2号様式) ※利用している施設から証明を受けてください。
ウ 保育を必要とする理由が確認できる書類
※ウについては、認可保育園等の入所待機となっている、無償化の補助を受けている等の場合は提出の必要はありません。
- ② 保育課で内容を審査した後、補助金交付決定通知書(または申請却下通知書)を保護者に送付します。

(2) 補助金請求

- ① 交付決定を受けた保護者に対して、保育課から補助金請求のご案内と請求書類の用紙を送付します。
期限内に保育課へ提出してください。
※ 補助金の支払いは年2回(11月・5月)の予定です。
- ② 提出された請求書等の内容に基づき、補助金額を算定のうえ、指定の口座へ振込みます。
補助金額等は通帳記入にてご確認ください。

<交付申請書類・請求書等の提出について>

提出方法 東大和市役所保育課(1階6番窓口)へ持参または郵送してください。

補助申請期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(土・日・祝日、年末年始を除く)

※申請期間を年度末までとしておりますが、補助対象となりましたら、速やかにご申請ください。

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

7 注意事項

- (1) この補助金は、東京都の補助事業を活用しており、年度ごとに補助事業が変更となる場合があります。令和9年度以降、令和8年度とは補助内容に変更等が生じる可能性がありますので、ご了承ください。
- (2) 保護者が保育を必要とする理由に変更が生じる場合は、速やかにお手続きをお願いします。
- (3) 課税世帯から非課税世帯へ、または、非課税世帯から課税世帯へ変更となった場合には、本補助金の補助額等が変更になる可能性がございますので(詳細は「4 補助金額」参照)、保育課へお申し出ください。

<課税・非課税世帯が変更になる要因>

- ① 世帯状況の変更(婚姻・離婚・祖父母との同居など)
- ② 市民税額の決定(8月までの補助金は前年度の市民税、9月の補助金から当該年度の市民税で課税・非課税世帯を判断します)
- ③ 市民税額の変更(市民税申告、確定申告などにより、年度途中で市民税が変更になった場合)

<お問い合わせ先>

東大和市役所 保育課 保育・幼稚園係

東大和市中心3丁目930番地

TEL 042-563-2111 内線 1751~1756

保育を必要とする理由が確認できる書類一覧

保育を必要とする理由		提出書類	
就労 ※1	会社に就労	就労証明書 ※2 (補助希望月時点の契約内容が記載されたもの)	
	自営業 (代表者)	(1)就労証明書 ※2 (2)就労状況を証明できるものの写し一部 例：開業届、登記簿謄本、最新の確定申告書等。 その他、会社のホームページの写し等で会社名 及び代表者名が確認できるもの	(1)(2)それぞれの 提出が必要です
	自営業 (親族が代表者 の会社に就労し ている)	(1)就労証明書 ※2 (2)就労状況を証明できるものの写し一部 例：専従者の欄に名前が記載されている確定申告書・ 収支内訳書・決算書、本人の源泉徴収票等	
妊娠・出産	出産されるお子さんの母子健康手帳 (表紙及び分娩予定日のわかるページのコピー)		
疾病	医師の診断書等(お子さんを家庭で保育ができない旨及びその期間の記載があるもの)		
障害	身体障害者手帳・愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳のコピー		
介護等	介護状況申告書・医師の診断書及びその他介護状況が証明できる書類等		
災害復旧	罹災証明書等		
就学等	在学証明書等及び時間割のわかる書類 ※3		
求職活動	求職活動申告書		

- ※1 複数の就労先で就労している場合は、「就労スケジュール表」(本人記入)の提出が必要です。
- ※2 就労証明書は保護者本人ではなく、就労先事業者等が作成してください。自営業(代表者)の場合は、代表者本人が記載の上、作成してください。押印不要ですが、就労先の事業者に無断で作成・改変を行った場合、刑法上の罪が問われる場合があります。なお、証明書の内容について、発行元の事業者に電話確認等を行う場合がありますので、ご承知おきください。
- ※3 就学予定の場合は、在学証明書の代わりに合格通知書のコピーなどを提出してください。後日、就学が開始となりましたら、必ず在学証明書を提出してください。